



行政書士しが

題字 滋賀県知事 國松善次氏筆

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成18年3月10日

ADRの現状と展望

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

1. はじめに

本年4月から総合法律支援法により日本司法支援センター(以下「支援センター」という)が立ち上がる。今後は支援センターが受け付けた事案は、その支援センターと協力する各種の紛争解決機関(以下「ADR機関」という)等に振り分けられるため、行政書士会としてスタートラインに並べるか否かは、ADRを含めた法的サービスの競争市場における、行政書士の優位性を確保するための重要な問題と考えるべきである。その観点に立ち、支援センターや日本行政書士会連合会(以下「日行連」という)のADR対策とその動向を見極めつつ、滋賀県行政書士会(以下「滋賀会」という)としての今後の対応策について述べる。

2. 総合法律支援法

この法律は、弁護士や司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援を行う支援センター(司法ネット)の組織及び運営、その他について定めている。この法律により本年度中に全国に支部が設置され活動を開始することとなっている。

3. 司法支援センター(司法ネット)

司法ネット構想は、運営主体として最高裁判所が設立・運営に関与する支援センターを中央に設立し、全国に地方支部的な事務所を置くこととしている。この支援センターは、既存の各種相談窓口や弁護士会、ADR機関等と連携・協力しつつ、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、司法過疎地域における法律事務に関する業務等を一体的に行うこととしている。

4. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

この法律は、「紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利・利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続(いわゆる調停・あっせん)の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る」と定め、「和解の仲介(いわゆる調停・あっせん)の業務を行う民間の紛争解決事業者は、一定の要件に適合するものであれば、法務大臣の認証を受けることができる」として平成19年6月迄に施行予定である。

5. 行政書士会とADR

民間の紛争解決事業者として行政書士が取り扱う業務は幅広く、専門性がないと取られがちだが、行政書士は地域的分布においては司法過疎地を含めて全国津浦に存在している。紛争の多様性に対しても、幅広い業務なるがゆえにサービスメニューの厚さという点で他のADR機関に比べ優位性があるといえる。日行連は中央の支援センターへ、単位会は支援センター支部への組織的協力体制を役割分担して対応して行くことが必要であると考えている。加えて日行連と単位会の連携により、行政書士会の設置するADR機関の認証取得に向けた条件整備が急務であることは、利用者の利便向上の観点からも論を待たない。

6. ADRとは

「法律学小辞典(有斐閣)」によれば、「ADRとは(Alternative Dispute Resolution)裁判外紛争処理のことを言う。具体的には、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを意味する。このうち調停や訴訟上の和解は、民事訴訟手続に付随する手続として裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目してADRに分類されることが多い」としている。他方、法律名等を見れば、「裁判外紛争解決手続」となっているものもある。依頼する側にとっては「処理」されるより「解決」の方が分かり易い。

7. ADR機関とは

ADR機関を運営主体で分けると、①行政機関が運営する行政型、②社団法人が運営する民間の特定業界型、③業界から独立した機関が運営する民間独立機関型に大別される。

手続面で分ければ、①法律全般に係る弁護士の手続、行政書士に関わりの深い手続としての②行政手続無料相談、③交通事故、④消費生活、⑤公害・環境、⑥建築・不動産、そして琵琶湖に多い⑦プレジャーボート関係、⑧商事・知的財産、⑨製造物責任が取り扱う対象となりうる。

8. 日行連の法改正要望

日行連は平成16年に行政書士法改正案として第1条3の次に「行政書士は、裁判外での民事に関する紛争の解決の手段としての、和解・あっせん、調停または仲裁について、紛争の当事者を代理し、またはこれらに関する相

談に応じることを業とすることができる」とする改正を目指したが実現しなかった。

行政書士に和解、調停・斡旋代理や不服中立等の代理権付与を実現して、行政書士会のADR機関が手続主宰者、認証機関となるための法改正等の早期実現が求められている。

9. 日行連の取り組み

昨年末、日行連より示された方針は、「①地方協議会ごとにADR機関を設置する単位会を一つ選ぶ②モデル単位会の担当者教育など日行連が研修会等を開催して支援する」であった。

近畿地方協議会では滋賀会を始め複数の単位会が名乗りを上げたが、大阪会が指定された。関東地方協議会に限っては3単位会が指定され、全国に10のモデル単位会が指定された。日行連は順次この方法により指定単位会を拡大し、支援する予定としている。

10. 滋賀会の対応

ADR機関認定制度に先行して司法ネットが立ち上がり、全国一斉にあらゆるADR機関がスタート地点に横並びで立ち、支援センターと共に国民への司法サービスを開始する。滋賀県においては既に約30団体が参加を表明している。日行連の指定単位会によるADRセンター構想は、全国一斉に同時設立ではなく、一部地域におけるADR機関設立とする戦略となった。しかし現状は司法ネット構想が先行するため、他のADR機関よりも立ち後れを見せることになる。指定単位会にはADR手続実施者養成研修会が開催されることとなったが、滋賀会のように独自に立ち上げようとする指定単位会以外の担当者が受講できないのは残念である。

滋賀会としては、これらの対応と問題解決のためADR特別委員会を立ち上げ、担当者の選任及び教育ならびに対外団体との交渉や弁護士会との連携を詰めていかねばならない。

11. 今後の展望

戦略面からは平成19年のADR機関認定制度発足を待っているのは出遅れるのではないかと危惧している。日行連に対して可能な限り全国単位会による同時のADR機関設置施策を望みたい。この施策こそが法律総合支援法の求める過疎地域対策、幅広い分野のサービス提供という目的に合致し、行政書士会がそれを実践できることが立証出来るからである。ここにおいて行政書士が事務弁護士化すると言える。そのためには、司法ネット構想のさらなる分析と対応策、なにかんずく、行政書士会としての専門性・独自性を判り易くすることが大きな課題となってくる。

そして何よりも必要なことは、日行連が組織の内外に行政書士制度改革の基本方針を示すことであり、その方針に従った、試験科目、研修センター、ADR対策、法改正等への政策を着実に推進して行くよう期待したい。